

で、障害者の一般雇用は労働部が、保護雇用は保健福祉部が担当してきたが、障害者の福祉的次元からみると、保健福祉部が管理および運営を担当した方がよいと考える。

2) 作業内容の問題

日本の小規模作業所は、一部全国的にネットワーク化されている。その部分のみであるが、お互いに迅速な情報提供が可能になっている。例えば、もし成功した仕事があれば、他の地域から障害者が成功した作業所に来てまると習ってから帰る。そして、地元で新しく同じ内容の作業所を開くことができる。このようにして成功した代表的な作業は、パン工場である。もちろん、日本も作業内容の単純化や低い付加価値の製品などで悩んでいるが、全国的にネットワーク化されている作業所は一つひとつの当面問題を解決してきている。だから、保護作業場は、単純加工や付加価値の低い商品から切り抜けるために一般商品のような良質の商品の生産への指向や新しい企画製品の作りも大事である。またこうした問題を解決するために貴重な作業所間のネットワークづくりも同時にしなければならない。

3) 財政の問題

韓国の保護作業場は、1992年以来運営費として毎月350,000 won が国庫補助されている。しかし、この運営費で作業場が運営されるわけではない。政府は、一定の支援を通して作業場の自主運営をはかろうとしている。つまり、保護作業場の自己負担を増加させている。

このような国の保護作業場に対する支援からみると、障害者の一般雇用の支援と異なっていることが分かる。すなわち運営者を雇用している一般会社に対する支援は「障害者雇用促進等法律」による障害者雇用支援と奨励金が支給されているし、施設設備や購入・修理に必要な費用を融資することができるのである。

そして、障害者の雇用を促進するため「雇用促進基金」があるものの、重度障害者が勤めている保護作業場のような保護雇用には、ほとんど使うことができない。したがって、莫大な雇用促進基金を一般雇用と保護雇用と区別せずにバランスよ

く使ったら財政的な困難はなくなると思う。

日本も、補助金が足りなくて、財政的に悩むことが多い。しかし、この場合も、作業所関連団体を中心に、補助金に対するさまざまな情報を提供しながら、補助金の増額に対して共同で対処している。

4) 賃金の問題

賃金の問題については、韓国と日本の状況が同様なので共通の課題として解決すべき問題である。特に、韓国の場合は最も厳しいところである。特に、韓国の場合には最低賃金水準以上をもらえるように国の積極的な対策が必要である。

障害者の低賃金の問題には、施設および設備の不足、作業内容の単純さ、生産技術の劣悪、製品の非市場性の問題、生活環境の問題、販路の不安定などの問題が絡んでいる。だから、これらの問題も一緒に解決するように全力を尽くさなければならない。同時に、障害者を、障害による生産性の低下、生産能力の限界などの理由で、排除しないよう社会環境づくりも整備しなければならない。

ところで、日本は、賃金以外に社会保障が整っている。例えば、直接的には、重度障害者は、障害者年金、特別手当が支給されている。間接的には、全身性介護人派遣事業、福祉用具などが提供されている。だから、基本的な生活は、支えられると思う。このような社会保障や制度については、日本の障害者はまた不満があると思うが、韓国の場合、その差が重く感じられる。

5) 対象障害者の問題

<表9>で示したように、保護作業場で従事している障害者は、10～19人が29.3%で最も多いである。次は、1～9人が19.8%、30～39人が17.2%、20～29人が15.5%の順になっている。特に、50人以上の作業場も10.4%あるので、ほとんどの作業場が10人未満の小規模よりの中・大規模を望んでいるようである。このような中・大規模の作業場は、障害者への不安・こわさ、住民に迷惑がかかること、宅地の値が下がることなどの理由で地域住民と作業場の間で摩擦を起こす原因に